

銀行監督者の名声と過剰な銀行監督

永田 邦和

1 はじめに

1980年代から現在に至るまで、世界中の国々で銀行危機が発生した。多くの国々で銀行業は規制されてきたが、世界的な銀行危機の発生を考慮すると、銀行規制が有効に機能していたとは言い難い。これまで、銀行規制は様々な面から研究されてきた。研究の大きな流れは、規制が銀行の行動に対して悪影響を与えたことを考察するものである。例えば、Merton(1977)を始めとした預金保険の研究や、Kim and Santomero(1988)やGennote and Pyle(1991)による自己資本比率規制の研究、Davies and McManus(1991)やMailath and Mester(1994)の銀行閉鎖政策の研究である¹。これらの研究によると、規制の内容や運用が不十分であったので、銀行はリスクを高めようとするインセンティブを強くしてしまったことが導かれた。そして、銀行規制が有効に機能し規制の本来の目的である銀行業の安定化を実現するためには、銀行のインセンティブを考慮して規制を設計・運用しなければならないということが導かれた。

上述の研究では、銀行規制を設計・運用する経済主体の目的を社会厚生を最大化であると仮定していた。この仮定を修正し銀行規制が有効に機能しなかった原因を考察しようとしたのが、銀行規制に関するもう一つの研究の流れである²。本稿では、政府部門で銀行を規制・監督する業務に就いている官僚を、銀行監督者と呼ぶ。この銀行監督者が社会厚生だけでなく自己の効用も重視していると、銀行規制は有効に機能しなくなる。

Campbell, Chan, and Marino(1992)は、銀行規制に伴うモニタリング・コストが監督者の私的コストであるとき、自分の期待効用にのみ関心のある銀行監督者は努力水準を低くしようとする可能性を取り上げた。Campbell et.al.(1992)は、社会的に最適な努力水準を達成するためのメカニズム、つまり、モニタリングの成果である銀行の健全性と銀行監督者への報酬を連動させるような能力給の導入を分析している。また、藤原(2000)によると、日本の銀行監督において、検査官に対する能力給が賄賂であったと指摘している。銀行経営者は自らの不健全性を隠蔽してもらうために検査官に賄賂を渡そうとする。銀行の不健全性を見抜くと賄賂をもらえるので、検査官は努力水準を高め銀行の情報を入手しよ

¹銀行閉鎖政策とは、銀行の閉鎖・存続の意思決定のことである。

²この分野の研究に関する概観は、永田(2000)を参照。

うとする。しかし、検査官が努力水準を高め銀行の私的情報を入手しても、その情報は銀行監督には生かされないので社会厚生は増加しない。

銀行監督者が自己の名声や評判を重視することが、銀行規制に歪みをもたらす可能性もある。Kane(1989,1990)やBoot and Thakor(1993)、永田・三隅(2000)によると、銀行監督者が自分の名声や評判を重視すると、閉鎖政策に歪みが生じる。銀行監督者は高い名声を得られると、高いポストに出世できたり退職後の再就職先で高い報酬を手に入れられる。Boot and Thakor(1993)や永田・三隅(2000)は、銀行監督者が名声を重視すると、支払不能な銀行を存続させようとすることを導いた。それは、銀行の閉鎖は過去に監督や情報収集に失敗したことを公にするので、銀行監督者の名声を傷つけるからである。また、永田・三隅(2000)では、銀行の閉鎖に関して監督者の意思決定を二回に想定している。この想定のもとでは、二回目の意思決定では、過去の意思決定の失敗を隠すような決定がなされる。これは、早期に閉鎖すべきだった支払不能な銀行を存続させてしまったのを隠すために、銀行が支払不能であるのを知っているにもかかわらず存続させてしまうことである。さらに、一回目の意思決定では、現在の意思決定の失敗が将来明らかになるのを恐れて、将来の意思決定を放棄するような決定がなされる可能性を導いた。これは、現在銀行の状態が分からなくて銀行を存続させるのが最適なのに、将来銀行が支払不能であるのを知ってから閉鎖すると名声を失うので、現時点で銀行を閉鎖するのに積極的になるというようなものである。

名声に関する研究の対象は、銀行閉鎖政策であった。本稿では、永田(2001)で指摘したように、銀行監督者の名声重視の影響が事前的規制である銀行監督(モニタリング・行政指導)に与える影響を考察する。名声の対象を監督者の監督能力と考えると、有能な監督者ほど銀行が破綻しない可能性は高いと考えられる。銀行閉鎖政策において社会的に最適な意思決定がなされるのであれば、監督者は銀行の破綻を避けようとして厳しく監督すると思われる。これは、永田・三隅(2000)で想定した二回の意思決定で考えると、二回目の意思決定(銀行閉鎖政策)は社会的に最適であるが、一回目の意思決定(銀行監督)は社会的に最適な水準を上回るほど厳しくなることである。

銀行監督者が名声を重視するために厳しく監督することには、何ら問題がないように思われる。しかし、監督コストが存在する場合、厳しい銀行監督のもとでは社会厚生が減少する可能性がある。一般的に、規制にはコストやベネフィットが存在する。規制・監督のベネフィットは、銀行業が安定的になることにより社会厚生が増加することである。一方、コストは銀行規制・監督によって生じる各経済主体が負担するコストであり、死荷重である。最適な銀行規制・監督は、規制のベネフィットとコストを差し引いたものを最大にするように決定する必要がある。しかし、Goodhart et al(1998)は、銀行規制が過大になる傾向があることを指摘している。銀行規制のコストは国民全体に広く負担されており、国民一人あたりが負担するコストは無視できるほど小さくなる。国民は銀行規制のコストを考慮することなく、銀行規制のベネフィットを享受している。したがって、政府が銀行を厳しく規制するのを国民は望むようになり、規制は最適な水準を上回るほど厳しく

なる。また、岩田・堀内(1985)は戦後の主要な銀行規制について検証しているが、競争を制限するような規制のほとんどが有効に機能しておらず、その必要性には疑いがあると指摘している。岩田・堀内(1985)の指摘によると、日本の銀行規制体系では、効果的でない規制が緩和・撤廃されず存続していた可能性がある。これは、銀行規制が必要以上に厳しく、社会厚生を減少させていたとも考えられる。

以上のように、銀行規制には、社会厚生を最大にする水準を上回るという意味で、過剰になる可能性がある。本稿の目的は、銀行監督が過剰になる可能性について、銀行監督者の名声重視から説明することである。本稿では、銀行監督の水準として、銀行監督における監督者の努力水準を用いる。名声を重視している監督者は、銀行が破綻するのを避けようとして、社会厚生を最大にする水準を上回るほどの努力水準を選ぶかもしれない。もし監督者が監督コストを増加させてまでも高い努力水準を選択するならば、Champbell et al.(1992)が考察したのとは正反対の状況が生じている可能性がある。

本稿の構成は以下の通りである。第2節で、本稿の考察に用いるモデルを説明する。第3節では、銀行監督者が社会厚生のみを目的に努力水準を選ぶような最善のケースを考察する。第4節では、銀行監督者が名声を重視するケースを考察する。第5節で、本稿の考察をまとめる。

2 モデルの概要

本稿で用いるモデルは、以下のような4時点モデルである。銀行監督者には二種類のタイプが存在しており、時点0で、銀行監督者のタイプが決定される。時点1では、銀行が預金を集め企業に貸し出す。また、時点1では、銀行監督者は自分のタイプに応じて銀行監督の努力水準を選択する。時点2では、銀行貸出が返済され、銀行は預金を払い戻す。銀行が破綻したときには、政府が銀行に代わり預金を払い戻す。時点3では、銀行が破綻したかどうかに応じて、銀行監督者が有能であるという名声が形成される。

2.1 銀行

最初に、銀行の行動について説明する。時点1で、銀行は預金により資金を集め、企業に貸し出す。銀行の預金額は D である。簡単化のために銀行の自己資本は考えないので、銀行の貸出額も D になる。時点2で、貸出が返済される。貸出が返済されたとき、銀行は $R(> D)$ の収益を手に入れることができ、預金 D を支払う。一方、貸出がデフォルトしたときには、銀行は何も手に入れられない(銀行の収益はゼロである)と仮定するので、銀行は預金を払い戻せない。銀行が破綻した場合、政府が銀行に代わり預金を払い戻す。簡単化のために、預金は全額保護されていると仮定する。このため、預金金利は無リスク金利と等しくなる。ここでは、無リスク金利をゼロとする。また、本稿では、政府が預金

を支払うときには公的資金が必要になり、預金一単位あたり δ ほどの徴税コストが発生すると仮定する。

なお、本稿では、銀行監督者の意思決定に焦点を当てるので、簡単化のために、銀行のインセンティブ等については一切考えない。つまり、銀行による資金調達額の決定や貸出リスクの選択は考えない。

2.2 銀行監督者

本稿では、政府部門で銀行監督 (モニタリング・行政指導) の業務に就いている官僚を銀行監督者と呼ぶ。時点2で銀行の貸出収益が R になるかゼロになるかは、銀行監督に依存する。そして、銀行監督の効果は、銀行監督者が時点1で選択する努力水準に依存する。本稿では、銀行監督者が選択する努力水準 q を、貸出収益 R が実現する確率とする。銀行監督者が高い努力水準を選ぶと、銀行監督の効果が高まり、銀行が破綻しない可能性が高くなる。銀行監督者の努力水準 q については、 $q \in [\underline{q}, \bar{q}]$ を仮定する。ただし、 $0.5 < \underline{q} < \bar{q} < 1$ を仮定する。なお、銀行監督者の努力水準 q は監督者以外の経済主体にとって観察不能である。

銀行監督者には二種類のタイプが存在する。タイプ H とタイプ L である。各タイプの事前確率は等しく 0.5 ずつであり、時点0においてタイプが決まる。なお、銀行監督者のタイプは監督者だけが観察可能である。各タイプの違いは、銀行監督に伴う監督コストに反映される。この監督コストは銀行監督者の私的コストと解釈できるが、さらに、銀行監督により各経済主体 (銀行監督者や銀行の株主、経営者、借り手企業、預金者、国民等) が負担するコストの総計とも解釈できる。本稿では、同じ努力水準を選んでもコストが小さいという点で、タイプ H の銀行監督者の方が有能であるとする。簡単化のために、銀行監督者がタイプ H であるとき、どのような努力水準 q_H を選んでも、監督コストをゼロとする。一方、監督者がタイプ L のとき、監督コストは監督者の選択する努力水準 q_L にも依存する。監督コストを $C(q_L) > 0$ で表し、 $C(q_L)$ については $C' > 0$ と $C'' > 0$ を仮定する。

銀行監督者は時点0で決まったタイプにもとづいて、努力水準を決定する。監督者がタイプ $i (i = H, L)$ のとき、期待効用関数 EU_i を最大にするように、努力水準 q_i を決定する。なお、期待効用関数 EU_i は、Boot and Thakor(1993) に従い、

$$EU_i = SW_i + \lambda E\Pi_i \quad i = H, L \quad (1)$$

とする。 SW_i はタイプ i の監督者のときの監督コストも含めた社会厚生関数である。 $E\Pi_i$ はタイプ i の銀行監督者が得る名声の期待値である。また $\lambda (\geq 0)$ は自己の名声へのウェイトと、社会厚生と名声の単位を調整する合成関数である。 λ は銀行監督者がどれだけ名声を重視しているのかを示している。銀行監督者が自分の名声を重視すればするほど、 λ は大きくなる。監督者が社会厚生のみを目的に行動する場合、 $\lambda = 0$ になる。

2.3 評価者の信念

評価者とは、銀行監督者の能力を評価、あるいは監督者がどちらのタイプであるのかを判断する経済主体である。評価者の例としては、政府内部の人事担当者や労働市場での雇用者が考えられる。彼らは、銀行監督者の能力を判断して、昇進や雇用を決定する。ただし、本稿では、評価者がある特定の個人には限定しない。

本稿では、評価者は銀行監督者のタイプを観察できないと仮定する。したがって、評価者は銀行監督者が有能であるという事後確率(信念)を、観察可能な情報をもとにしてベイズ・ルールに従って修正する。

2.4 情報構造と均衡概念

最後に、本稿のモデルの情報構造と均衡概念について述べる。銀行監督者のタイプは私的情報であり、監督者だけが観察できる。評価者は銀行監督者のタイプや努力水準を観察できない。評価者が唯一観察できるのは、時点2で銀行が預金を払い戻せたかどうかである。評価者は銀行監督者のタイプの事前確率と観察可能な情報にもとづき、監督者の努力水準の予想値から、ベイズ・ルールに従って、銀行監督者がタイプ H であるという信念を形成する。この信念が、銀行監督者の名声になる。

本稿の均衡概念は、永田・三隅(2000)に従う。本稿で用いる均衡概念は逐次的均衡であり、それは、以下の条件を満足する銀行監督者の努力水準および監督者の能力に関する評価者の信念の組み合わせである。

条件1 評価者の信念を所与として、銀行監督者が選択する努力水準は銀行監督者の期待効用を最大にする。

条件2 評価者は、ベイズ・ルールに従って信念を修正する。

3 最善の均衡

最初に、銀行監督者が社会厚生を最大化のみを目的に行動するケースについて考察する。時点1で銀行監督者は自分のタイプに応じて、期待効用関数を最大にするように努力水準を決める。ここでは、監督者の期待効用関数は社会厚生関数と一致し、式(1)の λ はゼロになる。

銀行監督者がタイプ H の場合、社会厚生関数 SW_H は、

$$\begin{aligned} SW_H &= q_H(R - D) - (1 - q_H)(1 + \delta)D \\ &= q_H R - D - (1 - q_H)\delta D \end{aligned} \quad (2)$$

となる。監督者がタイプ H のとき監督コストはゼロなので、社会厚生関数は銀行貸出による純現在価値 (NPV) $(q_H R - D)$ と、銀行が破綻したときに生じる徴税コストの期待値 (期待徴税コスト) の差になる。銀行監督のコストがゼロなので、努力水準を高めれば高めるほど、社会厚生は大きくなる。したがって、銀行監督者がタイプ H のとき、努力水準 q_H は努力水準の上限値 \bar{q} と等しくなる。

一方、銀行監督者がタイプ L のとき、社会厚生関数 SW_L は、

$$SW_L = q_L R - D - (1 - q_L) \delta D - C(q_L) \quad (3)$$

となる。式 (2) と式 (3) の違いは、監督コストが存在するかどうかである。監督者がタイプ L の場合、努力水準の上限 \bar{q} を選ぶと、銀行貸出の純現在価値と期待徴税コストの差額は最大になるが、監督コストがその一部を打ち消してしまう。銀行監督者がタイプ L であるとき、監督者は式 (3) を最大にするように、努力水準 q_L を決定する。

タイプ L の銀行監督者が選ぶ最善の努力水準 q_L^* は、社会厚生関数の最大化の一階の条件

$$R + \delta D = C'(q_L^*) \quad (4)$$

を満たす。式 (4) の左辺は努力水準を高めたときの社会厚生の増分 (銀行貸出の純現在価値の増加と期待徴税コストの減少) であり、右辺は努力水準の増加による限界費用を示している。

内点解を仮定すると、 $q_L^* < \bar{q}$ となる。これより、銀行監督のコストを考慮すると、最適な努力水準は、選択できる範囲の上限を下回るのが分かる。銀行規制・監督にコストが伴っているときには、選択できる範囲で最大の努力水準を選ぶべきではない。銀行規制・監督の水準を選ぶときには、規制によるベネフィットとコストを比較すること、つまり社会厚生を最大にすることを考慮する必要がある。もちろん、銀行規制のコストとベネフィットの内容を明確にし数値化することは困難な作業であり、不可能に近いかもしれない。しかし、銀行規制を設計・運営するときには、規制によるベネフィットだけでなく、そのコストについても十分に考慮する必要がある。

4 次善の均衡：名声均衡

この節では、銀行監督者が社会厚生だけでなく自分の名声も重視する場合に、監督者の努力水準が過大になり監督が過剰になる可能性について考察する。本稿では、努力水準が過大になることや監督が過剰になるとは、社会的に最適な水準 (社会厚生を最大にする努力水準) を上回る努力水準を銀行監督者が選択することである。

前節のように、時点 0 で銀行監督者のタイプが決まると、時点 1 で監督者は自分のタイプに応じて努力水準を決定する。もしタイプ H であれば、銀行監督者は \bar{q} の努力水準を

選択する³。銀行監督者がタイプ L の場合、努力水準 q_L を高めるかどうかは、努力水準 q_L の変化が、将来得られる名声にどのような影響を与えるのかに依存する。そこで、最初に、名声の値を導出する。

4.1 名声の値

本稿では、銀行監督者の名声を、銀行監督者が有能であるという評価者の信念としている。評価者は銀行が破綻したかどうかを観察し、銀行監督者がタイプ H であるという信念をベイズ・ルールに従って形成する。銀行監督者がタイプ H のときに \bar{q} を選択しタイプ L のときに q_L を選択するもとの、預金が払い戻せたときの信念を $\Pi_S(\bar{q}, q_L)$ 、預金が払い戻せないときの信念を $\Pi_I(\bar{q}, q_L)$ とする。 $\Pi_S(\bar{q}, q_L)$ と $\Pi_I(\bar{q}, q_L)$ は、それぞれ、

$$\begin{aligned}\Pi_S(\bar{q}, q_L) &= P(H|S) = \frac{P(S|H)P(H)}{P(S)} \\ &= \frac{\bar{q}}{\bar{q} + q_L}\end{aligned}\quad (5)$$

$$\begin{aligned}\Pi_I(\bar{q}, q_L) &= P(H|I) = \frac{P(I|H)P(H)}{P(I)} \\ &= \frac{1 - \bar{q}}{1 - \bar{q} + 1 - q_L}\end{aligned}\quad (6)$$

となる。

$\Pi_S(\bar{q}, q_L)$ と $\Pi_I(\bar{q}, q_L)$ の大小関係は、

$$\Pi_S(\bar{q}, q_L) \geq 0.5 \geq \Pi_I(\bar{q}, q_L)\quad (7)$$

である。タイプ H の銀行監督者は最大限の努力水準を選択し、タイプ L の監督者はタイプ H と比べると低い努力水準を選択すると、評価者は予想している。銀行が預金を払い戻せたという状況では、評価者は銀行監督者が最大の努力水準を選択できたからだと考える。したがって、監督者がタイプ H であるという評価者の信念は事前確率の 0.5 よりも高くなる。逆に、銀行が破綻した場合、評価者は監督者が高い努力水準を選べるほど有能ではなかったと考えるので、監督者がタイプ H であるという評価者の信念は事前確率の 0.5 を下回る。

また、タイプ L の銀行監督者が努力水準 q_L を高めると、

$$\frac{\partial \Pi_S(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} = -\frac{\bar{q}}{(\bar{q} + q_L)^2} < 0\quad (8)$$

$$\frac{\partial \Pi_I(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} = \frac{1 - \bar{q}}{(1 - \bar{q} + 1 - q_L)^2} > 0\quad (9)$$

³この仮定自体は均衡戦略プロファイルの一部である。タイプ H の銀行監督者が \bar{q} を選ぶかどうかは、均衡戦略の導出の過程で考察する。補論を参照。

となる。タイプ L の銀行監督者が努力水準を高めると、銀行が預金を払い戻せたときの名声は低くなり、銀行が破綻したときの名声は高くなる。それは、タイプ L の銀行監督者の努力水準が高いと、銀行が預金を払い戻せたことに対して、評価者は銀行監督者がタイプ L である可能性も高いと考え、監督者がタイプ H であるという信念を引き下げる。逆に、銀行が破綻したときには、評価者は銀行監督者がタイプ L である可能性が低いと考え、監督者がタイプ H であるという信念を高くする。

4.2 銀行監督者の最適努力水準

次に、銀行監督者がタイプ H の場合、選択できる範囲の上限の努力水準 \bar{q} を選択するという仮定のもとで、監督者がタイプ L のときにどのような努力水準を選ぶのかを分析する。

式 (1) より、タイプ L の銀行監督者の期待効用関数 EU_L は、

$$EU_L = q_L R - D - (1 - q_L) \delta D - C(q_L) + \lambda E\Pi_L(\bar{q}, q_L) \quad (10)$$

である。ただし、

$$E\Pi_L(\bar{q}, q_L) = q_L \Pi_S(\bar{q}, q_L) + (1 - q_L) \Pi_I(\bar{q}, q_L) \quad (11)$$

である。タイプ L の銀行監督者は銀行が破綻しなければ高い名声を得られ、銀行が破綻したときには低い名声しか得られない。

名声を重視する銀行監督者がタイプ L のとき、監督者にとって最適な努力水準 q_L^R は、次の一階の条件

$$R + \delta D + \lambda \frac{\partial E\Pi_L(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} = C'(q_L^R) \quad (12)$$

を満たす。式 (4) と比べると、左辺に名声の期待値の変化分を示す項が加わっているのが分かる。この項の符号により、 q_L^* と q_L^R の大小関係が決まる。 $\partial E\Pi_L/\partial q_L$ は、

$$\frac{\partial E\Pi_L(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} = \Pi_S(\bar{q}, q_L) - \Pi_I(\bar{q}, q_L) + q_L \frac{\partial \Pi_S(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} + (1 - q_L) \frac{\partial \Pi_I(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} \quad (13)$$

である。右辺の最初の二項は、努力水準を高めたときに得られる名声の増分 (高い名声と低い名声の差) である。最後の二項は、努力水準を高めたときの名声自体の変化分を示している。式 (13) は必ず正になる⁴。したがって、式 (4) と (12) より、 $q_L^R > q_L^*$ となる。以上の結果をまとめると、以下の命題が得られる⁵。

⁴この点については、補論を参照。

⁵命題の証明は、補論を参照。

命題 本稿の仮定のもとで、銀行監督者が社会厚生だけでなく自分の名声も重視し、銀行が破綻したかどうかに応じて名声（銀行監督者がタイプ H であるという評価者の信念）が形成されるとき、均衡では、以下のようになる。

1. 銀行監督者がタイプ H のとき、選択される努力水準は、努力水準の上限値になる。
2. 銀行監督者がタイプ L のとき、選択される努力水準は、社会厚生を最大にする水準を上回るという意味で、過大になる。

この命題は、銀行監督者が社会厚生だけでなく名声も重視する場合、銀行監督の努力水準が、社会厚生を最大にする水準を上回るほど過大になることを示している。そして、監督者の名声重視により、銀行監督が過剰になる可能性が指摘できる。また、本稿の想定では、銀行監督の努力水準を銀行規制の程度や厳しさに置き換え、監督コストを監督者の私的コストでなく経済全体で負担する銀行規制のコストに置き換えることもできる⁶。このように置き換えた場合、銀行規制・監督が過剰になることも言える。つまり、自分の名声も重視している銀行監督者のもとでは、銀行規制のコストが大きくなり、社会厚生の実現が最大化できなくなる。

5 まとめ

本稿では、銀行監督者の名声重視が銀行監督の努力水準に与える影響を考察した。銀行監督者が社会厚生だけでなく自分の名声も重視していると、銀行監督の努力水準は社会的に最適な水準を上回る。それは、有能であるという名声を得ようとして、監督者が過大な努力水準を選択してまでも、銀行の破綻を避けようとするからである。結果的に、莫大な監督コストが発生してしまい、社会厚生が減少してしまう。

銀行監督者の名声重視の影響に関する既存研究では、銀行閉鎖政策が取り上げられていた。本稿の考察結果と既存研究の成果を考えると、以下の可能性が指摘できる。名声を重視している銀行監督者が監督と銀行の閉鎖・存続の意思決定の両方を行っている場合、銀行が破綻するまで監督者は銀行を必要以上に厳しく規制・監督しようとする。しかし、銀行が破綻すると、銀行の閉鎖に必要以上に消極的になる。銀行監督者は名声を重視していると、銀行の破綻の前後で正反対の意思決定をする可能性がある。この可能性を指摘するためには、銀行監督と閉鎖政策の関係を十分に考慮する必要があり、この可能性の検証については今後の課題である。

最後に、岩田・堀内(1985)の指摘に従えば、日本の銀行規制は長い間過剰であった可能性が考えられる。数年前まで日本の銀行規制は大蔵省の銀行局が担当していた。銀行局

⁶ただし、銀行規制の程度や厳しさ、銀行規制のコストが何を指しているのかや、どのように測定するのかは明らかではない。より現実的な政策インプリケーションを導出するためには、これらを明確にする必要がある。

は、大蔵省内では主計局や主税局に比べると主流ではなかった。銀行局に配属された官僚は、次に主流の部署に異動するために、自分の能力に関する名声を高めようとしていた可能性がある。また、退職後の天下りで高い報酬を得るためにも、官僚時代の仕事の成果を高めることで、再就職を有利にしたいと思っていたかもしれない。さらに、銀行局全体でも、部署の名声を高めたいと思っていた可能性がある。もしこれらの可能性が現実に存在していたならば、日本の銀行規制は過剰であったかもしれない。

補論

この節では、命題を証明する。最初に、本文中の式(13)が正になることを示す。式(13)に式(5)と(6)、(8)、(9)を代入し整理すると、

$$\frac{\partial E\Pi_L(\bar{q}, q_L)}{\partial q_L} = \frac{(\bar{q} - q_L)\{(1 - 2\bar{q})q_L + 2\bar{q}(1 - \bar{q}) + \bar{q}\}}{(\bar{q} + q_L)^2(1 - \bar{q} + 1 - q_L)^2} \quad (A1)$$

となる。分母は正である。内点解を仮定すると $(\bar{q} - q_L)$ は正になる。また、 $\bar{q} > 0.5$ より、 $(1 - 2\bar{q})q_L$ は負であり、 $\{(1 - 2\bar{q})q_L + 2\bar{q}(1 - \bar{q}) + \bar{q}\}$ は q_L の減少関数になる。 $q_L = \bar{q}$ のとき、この関数の値は正になる。したがって、式(A1)の分母と分子はともに正になるので、 $\partial E\Pi_L/\partial q_L$ は正になる。式(12)の左辺は式(4)の左辺よりも大きくなり、費用関数 $C(q_L)$ の仮定より、式(12)を満たす q_L^R は q_L^* よりも大きくなる。

次に、本文中で仮定した、銀行監督者がタイプ H であるとき \bar{q} を選択することについて検証する。タイプ H の銀行監督者の期待効用関数は、

$$EU_H(q_H, q_L) = q_H R - D - (1 - q_H)\delta D + \lambda E\Pi_H(q_H, q_L) \quad (A2)$$

である。ただし、

$$E\Pi_H(q_H, q_L) = \frac{q_H^2}{q_H + q_L} + \frac{(1 - q_H)^2}{(1 - q_H + 1 - q_L)} \quad (A3)$$

である。一階の条件は、

$$\frac{\partial EU_H(q_H, q_L)}{\partial q_H} = R + \delta D + \lambda \frac{\partial E\Pi_H(q_H, q_L)}{\partial q_H} \quad (A4)$$

である。 $q_H = \bar{q}$ のときに、 $\partial EU_H/\partial q_H \geq 0$ であれば、タイプ H の銀行監督者は \bar{q} の努力水準を選択する。 $\partial E\Pi_H/\partial q_H$ は、

$$\frac{\partial E\Pi_H}{\partial q_H} = \frac{q_H^2(1 - q_L)^2 - q_L^2(1 - q_H)^2 + 2q_H q_L(1 - q_L)^2 - 2q_L^2(1 - q_H)(1 - q_L)}{(q_H + q_L)^2(1 - q_H + 1 - q_L)^2} \quad (A5)$$

である。ここで、式(A5)の分子の第一項と第二項、第三項と第四項について、それぞれの大小関係を比較すると、

$$\frac{q_H^2(1-q_L)^2}{q_L^2(1-q_H)^2} = \left(\frac{q_H(1-q_L)}{q_L(1-q_H)} \right)^2 \quad (A6)$$

$$\frac{q_H q_L (1-q_L)^2}{q_L^2 (1-q_H)(1-q_L)} = \frac{q_H(1-q_L)}{q_L(1-q_H)} \quad (A7)$$

となる。 $q_H(1-q_L) > q_L(1-q_H) \iff q_H > q_L$ であれば、第一項と第二項の差も第三項と第四項の差も正になる。 $q_H = \bar{q}$ と q_L^R が内点解であることより、 $\bar{q} > q_L^R$ になる。したがって、 $q_H = \bar{q}$ のとき、 $\partial E\Pi_H / \partial q_H > 0$ になるので、 $\partial EU_H / \partial q_H > 0$ になる。よって、銀行監督者がタイプHであるとき、努力水準を \bar{q} より引き下げようとはしない。□

参考文献

- [1] 岩田 規久男・堀内 昭義(1985)「日本における銀行規制(1,2)」、『経済学論集』(東京大学)、Vol.51、No.1(pp.2-33)、No.2(47-75)
- [2] 永田 邦和(2000)「金融監督におけるインセンティブ問題」、『わが国の政策決定システムに関する研究(第Ⅱ期)(下)ーモニタリングと金融監督ー』所収(第3章)、総合研究開発機構(NIRA)
- [3] 永田 邦和(2001)「早期是正措置と市場規律の経済学的意義」、『月刊 金融ジャーナル』、2001年7月号、pp.101-104
- [4] 永田 邦和・三隅 隆司(2000)「銀行監督者の名声と裁量的銀行閉鎖政策」、日本金融学会2000年度秋季大会報告論文
- [5] 藤原 賢哉(2000)「銀行監督行政の問題点」、小佐野広・本多祐三(編著)『現代の金融と政策』所収(第11章)、日本評論社
- [6] Boot,W.A. and A.V.,Thakor(1993)“Self-Interested Bank Regulation”,*American Economic Review*,Vol.83,pp.206-212
- [7] Campbell,T.S.,Y.S.Chan, and A.M.,Marino(1992)“An Incentive-Based Theory of Bank Regulation”,*Journal of Financial Intermediation*,Vol.2,pp.255-276
- [8] Davies,S.M. and D.A., McManus(1991)“The Effects of Closure Policies on Bank Risk-Taking”, *Journal of Banking and Finance* Vol.15,pp.917-938
- [9] Gennote,G. and D., Pyle(1991)“Capital Controls And Bank Risk”, *Journal of Banking and Finance*, Vol.15,pp.808-824

- [10] Goodhart, C., P., Hartman, D., Llewellyn, L., Rojas-Suarez, and S., Weisbord(1998) "*Financial Regulation*", *ROUTLEDGE*
- [11] Kane, E.J.(1989) "Changing Incentives Facing Financial-Services Regulators", *Journal of Financial Services Research*, Vol.2, pp.265-274
- [12] Kane, E.J.(1990) "Principle-Agent Problem in S&L Salvage" *Journal of Finance*, Vol.45, pp.755-764
- [13] Kim, D. and A.M., Santomero(1988) "Risk in Banking And Capital Regulation", *Journal of Finance*, Vol.43, pp.1219-1233
- [14] Mailath, G.J. and L.J., Mester(1994) "A Positive Analysis of Bank Closure", *Journal of Financial Intermediation*, Vol.3, pp.272-299
- [15] Merton, R.C.(1977) "An Analytic Derivation of The Cost of Deposit Insurance Loan Guarantees: An Application of Modern Option Pricing Theory", *Journal of Banking and Finance*, Vol.1, pp.3-11